

定款改正 新旧対照表 (1/2)

章	条	項	項目	内容	改正前	改正後
1	1	1	名称	追加	この法人は、一般財団法人大阪地域計画研究所と称する。	この法人は、一般財団法人大阪地域計画研究所と称し、英文では、Regional Planning Institute Osaka (略称:RPI Osaka) と表記する。
		3	目的	改訂	この法人は、大阪地域における、新しい時代にふさわしい環境及び安全を視野に入れた都市的機能向上と地域社会づくりの条件整備について、科学的調査研究、理論的解明及び基礎的な技術開発を行い、 <u>地域における諸計画づくりに諸種の提言を行うことなどによって、地域の発展と社会の向上に寄与することを目的とする。</u>	この法人は、都市的機能向上と地域社会づくりについて、科学的調査研究、理論的解明及び基礎的な技術開発を行うことにより、 <u>社会の安心・安全に寄与することを目的とする。</u>
	4	1	事業	改訂	この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. <u>大阪地域における環境、安全に配慮した都市問題(以下「新都市問題」という。)</u> についての理論的・実証的調査、研究、解析、開発及び計画並びにその応用に関する事業 2. <u>新都市問題に関する情報の収集、データ・ベース化及び提供に関する事業</u> 3. <u>新都市問題に係る国際協力に関する事業</u> 4. <u>新都市問題に係る関係行政機関等に対する提言及び協力に関する事業</u> 5. <u>研究会、講演会、講習会等の開催による調査研究成果の公開及び研修に関する事業</u> 6. <u>前条の目的に関連して行う公共団体・企業等からの調査研究の受託事業</u> 7. <u>前条の目的に関連して行う地方自治体等若手技術者育成プロジェクト支援に関する事業</u> 8. <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u>	この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. <u>環境、安全、インフラの長寿命化に配慮した都市問題についての理論的・実証的調査、研究、解析、開発及び計画並びにその応用に関する事業</u> 2. <u>都市問題に関する情報の収集、データ・ベース化及び提供に関する事業</u> 3. <u>都市問題に係る国際協力に関する事業</u> 4. <u>都市問題に係る関係行政機関等に対する提言及び協力に関する事業</u> 5. <u>都市問題に関する研究会、講演会、講習会等の開催による調査研究成果の公開及び研修に関する事業</u> 6. <u>前条の目的に関連して行う国・公共団体・企業等からの調査研究の受託事業</u> 7. <u>前条の目的に関連して行う地方自治体等若手技術者育成プロジェクト支援に関する事業</u> 8. <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u>
		2	削除	前項の事業は、 <u>大阪府内において行うものとする。</u>		
3	12		評議員に対する報酬等	修正	評議員に対する報酬等	評議員の報酬等
4	18	2	決議	削除	前項前段の場合において、議長は、 <u>評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。</u>	

定款改正 新旧対照表 (2/2)

章	条	項	項目	内容	改正前	改正後
5	23	3	役員 の 配置	修正	前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代理理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする	前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
					24	2
5	25	3	理事 の 職務 及 び 権 限	修正	業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。	常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
					4	修正
	29		報酬等	修正	報酬等	役員報酬等
	(30)		責任 の 免 除	追加		この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
6	32	1	理事会 権 限	修正	理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職	理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
6	35	2	決議	削除	前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。	